

令和6年度(2024年度)入所版

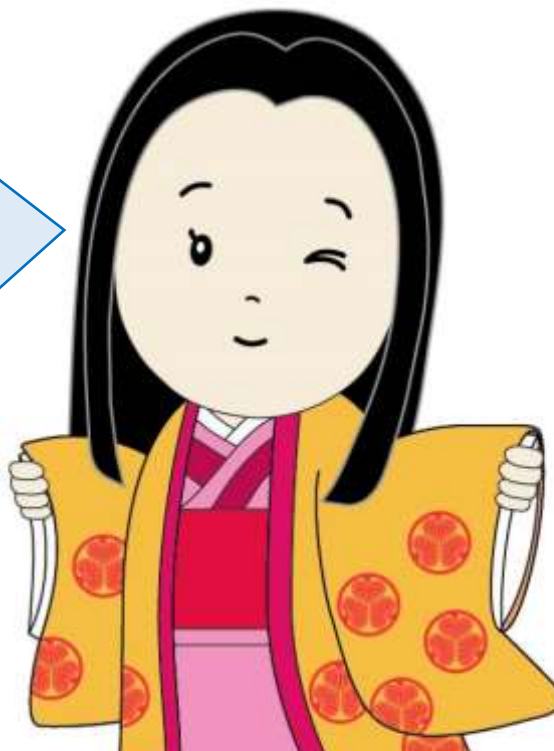
常総市 保育施設の利用案内

随時情報を LINE で発信していきます！

LINE 内「出産・子育て」からアクセスのできる
常総市子育てサイトもあわせてご活用ください。



LINE



千姫ちやま
@常総市

～ 目次 ～

- 保育施設について ……2
 - ・保育施設とは/認定について…2
 - ・保育年齢/保育必要量 ……3
- 入所申込みについて ……4
 - ・申請に必要な書類等 ……4
 - ・保育が必要なことを
証明する書類 ……4,5
 - ・申込みの流れ ……6
 - ・4月入所の申込期間 ……7
 - ・随時入所(5月～翌年3月)の
申込期間 ……8
 - ・育児休業中の方の申込みについて …8
 - ・広域入所の申込みについて …9
- ならし保育について/利用者負担額
(保育料)と副食費について …10
- 利用者負担額(保育料)及び
副食費の納入・滞納について ……11
- 令和5年度利用者負担額一覧(保育料) …12
- 入所後に必要な手続き ……13
 - ・認定事由の変更/現況届について/
保育施設の転所(転園)について…13
- 常総市内マップ ……14
- 認可保育施設一覧 ……15
- 一時預かり・認可外保育施設…16,17

★問い合わせ★

常総市役所 福祉部こども課 保育係

TEL:0297-23-2111

(内線 1310・1320)

○保育施設とは

保護者が働いている、又は疾病などのために子どもを日中家庭で保育することができないとき、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところです。

※幼児教育のため、小学校入学準備のため、集団生活を体験させるため又は下の子どもの保育に手がかかるなどの理由では入所の対象とはなりません。

◇保育所（園）：0～5 歳児

就労等のために家庭で保育できないお子さんを保護者に代わって保育する施設

◇認定こども園：0～5 歳児

幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設

保育認定を受けているお子さんは、幼稚園部分の時間の後、保育所と同様の保育を受けられる

◇地域型保育：0～2 歳児

0～2 歳児を預かる 19 人以下の保育施設

小規模の特性を生かし、家庭的な環境できめ細やかな保育を行う

○認定について

教育・保育施設を利用するにあたり、利用のための認定を受けていただく必要があります。

認定の区分については、以下の通りです。

1号認定	教育標準時間認定	お子さんが満3歳以上で、教育部分を希望する場合	
		利用施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	満3歳以上・保育認定	お子さんが満3歳以上で、「保育の必要事由」を満たし、保育園等での保育を希望する場合	
		利用施設	保育所（園）・認定こども園（保育園部分）
3号認定	満3歳未満・保育認定	お子さんが満3歳未満で、「保育の必要事由」を満たし、保育園等での保育を希望する場合	
		利用施設	保育所（園）・認定こども園（保育園部分）

※入所が決定した方に、教育・保育給付認定証を交付いたします。

※認定証はご自宅で保管してください。

○保育年齢

在籍するクラスは令和6年4月1日時点の年齢で決まります。

クラス	生年月日
0歳児	令和5(2023)年4月2日～令和6(2024)年4月1日
1歳児	令和4(2022)年4月2日～令和5(2023)年4月1日
2歳児	令和3(2021)年4月2日～令和4(2022)年4月1日
3歳児	令和2(2020)年4月2日～令和3(2021)年4月1日
4歳児	平成31(2019)年4月2日～令和2(2020)年4月1日
5歳児	平成30(2018)年4月2日～平成31(2019)年4月1日

○保育の必要量

保育の必要量とは、「保育を利用できる時間の上限」のことです。

保育の必要量	基本利用時間	対象となる要件
教育標準時間 (1号認定)	各幼稚園の開園時間	
保育短時間 (2・3号認定)	施設の定める 8時間の範囲内	・就労時間が月120時間未満の場合 ・就職活動中・育児休業中の場合
保育標準時間 (2・3号認定)	施設の定める 11時間の範囲内	・就労時間が月120時間以上の場合 ・出産・疾病・介護等のために入所している場合 ・保育短時間の要件に該当するが、保育標準時間での 利用が必要と認められる場合

※1 就労時間は、父母のうち就労時間が短い者に準じます。

※2 どの認定区分においても、各施設が定める基本利用時間の範囲を超える場合は『延長保育』となり、別途、延長料金が発生する場合があります。『延長保育時間』及び『延長料金』については、各施設へお問い合わせください。

※3 保育標準時間の要件に該当する方が、保育短時間の認定を希望することも可能です。

入所申込みについて

○申請に必要な書類等

申請の際、窓口にて下記の必要な書類及び受付時に必要なものをお持ちください。

必要な書類（子ども1人につき1部）	受付時に必要なもの
① 『教育・保育給付認定・変更申請書』	① マイナンバーが分かるもの（マイナンバーカード・通知カード等） ※世帯構成員全員分（写真の提示でも可）
② 『家庭状況調査書』	② 顔写真付きの身分証明書（運転免許証・在留カード等） ※外国籍の方は、父母の在留カードを窓口にて確認します。
③ 『児童の健康状況調書』	③ 印鑑 ※書類訂正がある場合に使用します。必ずお持ちください。
④ 『保育施設利用確認書』	④ 委任状 及び 代理人の顔写真付きの身分証明書 ※保護者（父母）以外の方が手続きする場合のみ
⑤ 『保育が必要なことを証明する書類』 ※父母1部ずつ	

必要な書類の様式は、右記 QR コードからダウンロードできます。



○保育が必要なことを証明する書類

保護者の状況	必要書類	認定期間	注意事項
就 労 (勤務者の場合)	「就労証明書」	小学校入学までの 必要な期間	<p>○就労時間について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月 64 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 15 日（週 4 日程度）以上）の就労時間であること。 <p>○復職・勤務開始の際の注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中の場合、<u>入所月の月末までに復職すること。</u> ・内定者の場合、<u>入所月の月末までに勤務を開始すること。</u>
就 労 (育児休業から復職の場合)	「就労証明書」 ※復職後 1 か月以内に再度「就労証明書」を提出		
就労内定	「就労証明書」 ※勤務開始後 1 か月以内に再度「就労証明書」を提出		
自営業 農 業 内 職 就 学	「自営業・農業従事 申告書兼就学申告 書兼内職証明書」		
求職活動	「求職活動申告書」	3 か月間	認定期間内に就職ができない場合は、認定終了（退所）となります。

妊娠・出産	「療養・看護・介護 状況申告書」	産前：出産予定日の 8週間前の日が属 する月の初日から 産後：出産日から8 週間後の日が属す る月の末日まで	「母子手帳の写し」 (表紙，出産予定日の分かるページ)を添付
疾病・障がい		診断書・手帳等により必要とする期間	「診断書」又は「身体障害者手帳」・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」・「障害年金証書」などの写しを添付
看護・介護			「診断書」又は「介護保険被保険者証の写し」を添付
虐待・DV	※事前にご相談ください	小学校入学までの 必要な期間	
災害復旧	被災状況が分かるもの		

- ※1 **育児休業から復職予定の方は、入所した月の月末までに復職することが入所の条件となります。**
また、復職日から1か月以内に再度就労証明書の提出がなければ、勤務をしておらず家庭保育可能と判断して退所となります。
- ※2 **内定者の方は、勤務開始後から1か月以内に再度就労証明書の提出がなければ、勤務をしておらず家庭保育可能と判断して退所となります。**
- ※3 **求職活動中の方は、認定期間内（3か月間）に就職できない場合は、家庭保育可能と判断して退所となります。また、認定期間の延長はありません。**
- ※4 **妊娠・出産予定の方は、産前産後のみのお預かりとなり、産後8週間の翌日が属する月の末日で退所となります。（ただし、他の認定から認定変更となった方で、育児休業を取得する方は、その限りではありません。）**
- ※5 **『疾病・障がい』、『看護・介護』でお申込みの方で、診断書を提出された方は、診断書の期間内での認定になります。疾病や介護等が長引く場合は、認定期間内に再度診断書の提出が必要です。また、申し込みの際、窓口にて現在の状況を詳しく聞き取りさせていただきます。**

【注意事項】

- ・申請書類の記入の際は、鉛筆やこすると消えるペンは使用しないでください。無効となります。
- ・証明書等の有効期間は、**証明日から3か月以内**となります。証明日から3か月を過ぎている場合は、再度取得してください。
- ・『就労証明書』について、提出前に以下の点を必ず確認してください。

※内容不備の場合、再提出または内容の追記を依頼させていただく場合があります。

- ① 鉛筆やこすると消えるペン、または黒以外のボールペン等で記入されていないか。
- ② 証明日記載欄（書類右上）に、証明日が記入されているか。
- ③ 「4.雇用（予定）期間等」の期間の欄に、雇用開始日が記入されているか。
- ④ 「9又は10.就労時間」の欄に、漏れなく雇用契約の契約時間が記入されているか。
- ⑤ 「11.就労実績」の欄に、実際の就労時間が正しく記入されているか。

※育児休業等で休職している場合、休みに入る前の3か月分の実績が記入されているか。

- ⑥ 育児休業を取得する又は取得中の場合、項目12～14に漏れなく記入があるか。

○申し込みの流れ（常総市在住の方の例）

① 認定・施設利用申し込み

- ・必要書類をそろえ、市役所こども課（水海道庁舎）または暮らしの窓口課（石下庁舎）にお越してください。受付時間は8：30～17：00（土日祝を除く）です。
※郵送・インターネットでの受付は行っていません。
- ・お申し込みの際には、原則お子様を同伴のうえお越してください。
- ・利用希望保育施設は、あらかじめ見学することをおすすめいたします。
見学の詳細については、各施設までご確認ください。



② 利用調整（書類審査）

- ・提出いただいた書類をもとに審査を行い、保育の必要性について優先度を決定します。
- ・保育の必要性の優先度を基に、希望施設の利用調整を行います。
- ・申込みの順番や待機している期間は、判定に関係しません。



③ 利用調整の結果通知（初回のみ）

- ・利用調整の結果は、ご自宅に郵送で通知いたします。（発送時期：入所希望月の前月10～15日頃）
- ・結果に関するお問い合わせにはお答えできません。



④ 通知後

◇利用内定の場合

- ・内定施設との面接があり、面接の結果をもって正式に利用決定となります。
※面接の結果、施設が「集団保育は難しい」等の理由で受入が難しいと判断した場合、不承諾となる場合があります。
※面接の日程等の詳細につきましては、内定施設からの案内をお待ちください。
- ・後日、保育所利用の認定証をお送りいたします。ご自宅にて保管してください。

◆利用保留（待機）の場合

- ・一度ご提出いただいた申請書類で、令和6年度随時入所の審査対象になります。
※令和7年4月からの入所については、再度申請が必要となります。
- ・待機の通知は、初めの一度しか通知いたしません。次回以降は、内定が決まり次第通知いたします。
- ・待機通知の再交付をご希望の方は、再交付申請書の提出が必要となります。

○4 月入所の申込期間

◇市内施設の申込み（市内在住の方）

	受付期間	通知時期 (内定者のみ発送)
第1次申込み	令和5年11月6日(月)～令和5年11月17日(金)	2月上旬ごろ
第2次申込み	令和5年11月20日(月)～令和6年1月31日(水)	2月下旬ごろ

※1 **求職活動**でお申込みの方は、2次申込期間からの受付となります。

※2 利用調整中の方については、上記の通知時期より結果の通知が遅くなる場合があります。(結果が確定した段階で郵送いたします。)最終審査結果は、2月下旬から3月上旬ごろに通知いたします。

◇市外在住の方（広域入所）の申込み

	受付期間	通知時期
第1次申込み	【転入予定の方・継続利用の方のみ受付】 令和5年11月1日(水)～令和5年11月17日(金) 必着	2月中旬以降 順次発送予定
第2次申込み	【新規申込みの方等】 令和5年11月20日(月)～令和6年1月31日(水) 必着	

※申込先や注意事項については、9ページをご確認ください。

※転入予定者以外の方については、お住いの市区町村の保育所入所担当課から通知いたします。

【注意事項】

- (1) 入所日は、原則4月1日です。**育児休業明けの方や月途中勤務開始の方で4月に入所する場合は、4月中に復職又は勤務を開始することが条件です。4月30日までに復職又は勤務を開始しなければ退所となります。**また、勤務開始日から1か月以内に、就労証明書を再度提出してください。
- (2) 復職日又は勤務開始日が5月中の方は、5月入所での申込みとなります。
- (3) ならし保育は入所日から始まります。4月入所の場合、3月からならし保育はできません。
- (4) 第2次申込み期間までに申込みされていない方は、4月からの入所はできません。
- (5) **申込みを取り下げる場合**、「保育施設利用申込取下届」及び「支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届」を窓口へ提出してください。
- (6) **内定後に辞退する場合**、「保育施設利用申込取下届」及び「支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届」を窓口へ提出してください。なお、入所保留通知は発行できません。
転所希望の方が転所先の内定を辞退した場合、元の保育施設には別の方が入所するため、元の保育施設には戻れずに退所となります。ご注意ください。
- (7) 入所保留となった方でも、年度内は翌月以降も入所審査をいたします。そのため、再度お申込みをしていただく必要はありません。
- (8) 申込み後、保育にあてられない状況(就労状況等)や保育状況、家庭状況などに変更があった場合は、その都度、こども課までご連絡ください。
変更の内容によって、各種証明書等の提出や認定内容の変更申請が必要になる場合があります。
- (9) **転入予定で4月入所をご希望される方は、同年3月末までに常総市へ転入し、転入手続きを済ませることが入所の条件となります。**転入が4月になってしまう場合、内定取り消しとなる場合があります。

○随時入所（5月～翌年3月入所）の申込期間

時 期	内 容	備 考
入所希望月の前々月中	入所申込期間	
入所希望月の前月5日頃	審査	
入所希望月の前月10日頃	結果通知・空き状況更新	内定者＝内定通知 入所保留者＝入所保留通知（初回のみ）
入所月の前月15～25日	入所前面談・健康診断（内定者のみ）	面談の日程については、施設からの連絡をお待ちください。
入所月初日（1日）	入所	

【注意事項】

- (1) 入所日は、入所月の月初め（1日）です。**育児休業明けの方や月途中から勤務開始の方で入所する場合は**、入所月中に復職又は勤務を開始することが入所の条件です。入所月の月末までに復職又は勤務を開始しなければ退所となります。また、勤務開始日から1か月以内に就労証明書を再度提出してください。
- (2) ならし保育は入所日から始まります。入所日前からのならし保育はできません。
- (3) 申込み書類を提出後、希望施設を変更する場合は、締切日前（申込みをした月の月末）までにこども課にご連絡ください。
- (4) **申込みを取り下げる場合**、「保育施設利用申込取下届」及び「支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届」を窓口へ提出してください。
- (5) **内定後に辞退する場合**、「保育施設利用申込取下届」及び「支給認定申請取下届兼保育施設利用辞退届」を窓口へ提出してください。なお、入所保留通知は発行できません。
- (6) 入所保留となった方でも、年度内は翌月以降も入所審査をいたします。そのため、再度お申込みをしていただく必要はありません。
- (7) 申込み後、保育にあたれない状況や保育状況、家庭状況に変更があった場合は、その都度、証明書の提出又はこども課までご連絡をお願いいたします。
変更の内容によって、認定内容の変更が必要になる場合があります。
- (8) **入所月が12月以降（12月～翌年3月入所）のお子様**については、翌年度4月からの転所（園）はできません。あらかじめご了承ください。

○育児休業中の方の申込みについて

多くの場合、育児休業が終了する月の入所申込が必要となります。該当月の2か月前に、保育申請書類一式をご準備のうえ、窓口にてお申し込みください。

【申込み例】7月15日で育児休業終了の場合⇒『7月入所申込』を2か月前の5月中に手続きをする

【注意事項】

育児休業終了後、延長のための書類を発行することはできません。必ず事前のお手続きをお願いいたします。

○広域入所の申込みについて

①申込時点で「常総市に住民登録のある方」が市外の保育施設を申込みするとき

申込先	<p>①常総市から転出予定が『ない』場合： 【常総市】こども課窓口（水海道庁舎） 又は 暮らしの窓口課窓口（石下庁舎）</p> <p>②常総市から転出予定が『ある』場合：【転出先市区町村】保育所入所担当課窓口</p>
必要書類	<p>①申請書類（一式） ※申込先が①の場合は常総市指定様式、②の場合は転出先の指定様式をご使用ください。</p> <p>②希望する保育施設が所在する市町村での必要書類</p>
注意事項	<p>○申込みの前に、希望する保育施設が所在する市町村の保育担当課へ、次の事項を必ずご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申込（受付）締切日 ・ 必要書類 ・ 他市町村からの申込み制限 ・ 申し込みの際の注意点 <p>【転出予定が『ない』場合】</p> <p>○入所承諾になった場合、承諾期間は、最長で入所した年の年度末までです。 <u>翌年度も利用を希望する方は、再度申請が必要です。</u> ※新規申込みの扱いとなるため、継続利用できない場合があります。</p>

②申込時点で「常総市外に住民登録のある方」が常総市の保育施設を申込みするとき

申込先	<p>①常総市へ転入予定が『ない』場合：【住民登録のある市区町村】保育所入所担当課窓口</p> <p>②常総市へ転入予定が『ある』場合：【常総市】こども課窓口（水海道庁舎） ※②の場合、暮らしの窓口課（石下庁舎）では受付できません。ご了承ください。</p>
必要書類	<p>①申請書類（一式） ※申込先が①の場合は住民登録のある市区町村の指定様式、②の場合は常総市指定様式をご使用ください。</p> <p>②常総市での必要書類</p> <p>③不動産売買契約書 又は 賃貸借契約書等の写し（常総市へ転入予定の方のみ）</p>
注意事項	<p>【転入予定が『ない』場合】</p> <p>○以下の<u>いずれかの条件に該当する方のみ</u>受入対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①保護者いずれかの勤務地が常総市内であること。（通勤経路の場合、受入不可） ②出産のため、常総市に里帰りする方であること。 <p>※②の場合、お住いの市区町村が定める『妊娠・出産』の期間のみ利用可能です。</p> <p>○入所承諾になった場合、承諾期間は、最長で入所した年度末までです。 <u>翌年度も利用を希望する方は、再度申請が必要です。</u> ※新規申込みの扱いとなるため、継続利用できない場合があります。</p> <p>【転入予定が『ある』場合】</p> <p>○以下の<u>条件に該当する方のみ</u>受入（審査）対象になります。 『利用希望月の前月までに常総市に住民登録を行う方』</p> <p>※転入場所及び時期が不確定の場合、【常総市】こども課窓口では受け付けできません。 【住民登録のある市区町村】にて申込みとなります。</p> <p>※入所の内定・保留に関わらず、転入後は申請書類の住所地書き換えを行ってください。 入所前に窓口で入所の書き換えを行わない場合、入所できません。</p>

ならし保育について

ならし保育とは、乳幼児の新しい環境による情緒不安や心身等の不安を和らげ、徐々に集団生活に慣れさせるための短時間の保育のことです。ならし保育の期間は入所後、平日 8～10 日間程度を目安としています。そのため、入所直後から長時間預けることはできません。

例) 公立保育所のならし保育日程

0～2 歳児		3～5 歳児	
日数	時間	日数	時間
1～2 日目	10：00 まで	1 日目	10：30 まで
3～4 日目	10：45 まで	2～3 日目	11：30 まで
5～6 日目	11：30 まで	4 日目	14：30 まで
7～8 日目	14：30 まで	5 日目	16：30 まで
9 日目	15：30 まで		
10 日目	16：30 まで		

※1 お子様の状況により、ならし保育の時間や期間を変更する場合があります。

※2 民間保育施設のならし保育については、各施設へお問い合わせください。

利用者負担額(保育料)と副食費について

0～2 歳の利用者負担額 (保育料)・3～5 歳の副食費は、両親の市町村民税の課税状況、お子様の年齢等により常総市が徴収の有無や徴収額を決定します。

4～8 月分の保育料は、令和 5 年度 (令和 4 年中の所得) 市町村民税所得割額、9～3 月は、令和 6 年度 (令和 5 年中の所得) 市町村民税所得割額で算定されます。

利用者負担額 (保育料) の詳細は、P.12 の令和 5 年度利用者負担額一覧 (保育料) をご覧ください。

○副食費について

保育施設	金額
公立保育所	月額：4,500 円
民間施設	利用施設ごとに異なります。各施設へご確認ください。

【注意事項】

- (1) 自己都合で欠席した分の利用者負担額 (保育料)・副食費については、減額及び返還はされません。
- (2) 両親がともに非課税の世帯は、祖父母等の市区町村民税を合算して利用者負担額 (保育料)・副食費算定に用いる場合があります。
- (3) 利用者負担額 (保育料) 徴収対象の 2 歳児クラスに所属する 3 号認定子どもが、年度途中で満 3 歳の年齢到達により 2 号認定子どもとなった場合でも、年度内は利用者負担額 (保育料) を徴収いたします。翌年 4 月から利用者負担額 (保育料) は無償化となりますが、副食費徴収免除の対象者を除き、副食費が発生します。
- (4) 課税情報が確認できない場合、一時的に利用者負担額 (保育料) を最高額 (11 階層) で算定・徴収いたします。必ず、確定申告又は住民税申告をしてください。

利用者負担額(保育料)及び副食費の納入について

①納入先

費目	施設形態	公立	私立
利用者負担額 (保育料)	公立保育所・私立保育園	◆常総市	◆常総市
	認定こども園・地域型保育事業		◇各施設
副食費	公立保育所・私立保育園	◆常総市	◇各施設
	認定こども園・地域型保育事業		◇各施設

②納入方法

納入先	方法
◆常総市	原則、口座振替（原則毎月25日） ※入所決定後、口座振替依頼書を <u>指定の金融機関に提出</u> してください。
◇各施設	利用施設ごとに徴収方法・徴収日が異なります。各施設へご確認ください。

- ※1 口座振替前日までに、口座の残額確認をお願いいたします。
- ※2 『口座振替依頼書』の提出日によっては、保育料等の口座振替までに口座登録が間に合わない場合がございます。その場合、後日納付書をご自宅に郵送いたします。通知に記載のある金融機関等でお振込みください。なお、送付する納付書は、コンビニでの納付には対応しておりません。ご了承ください。
- ※3 **残高不足等で引き落としされなかった場合**、翌月中ごろに納付書をご自宅に送付いたします。通知に記載の金融機関等でお振込みください。なお、送付する納付書は、コンビニでの納付には対応しておりません。ご了承ください。

③利用可能金融機関（◆常総市へ納入分のみ）

金融機関名	①常陽銀行	②筑波銀行	③三井住友銀行
	④東日本銀行	⑤茨城県信用組合	⑥結城信用金庫
	⑦中央労働金庫	⑧常総ひかり農業協同組合	⑨ゆうちょ銀行

利用者負担額(保育料)・副食費の滞納について

利用者負担額（保育料）・副食費の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方や、入所できずに待機している方に対する公平性に欠け、安定した保育の運営を妨げる要因につながります。そのため、利用者負担額（保育料）・副食費を滞納した場合、児童手当からの徴収、財産（不動産・預金・給与等）差押滞納処分の対象となります。

令和5年度 利用者負担額一覧表（保育料） ※ 3号認定（0～2歳児クラス）のみ対象

各月初日の認定子どもが属する世帯の階層区分		多子軽減		利用者負担額			
				3号認定子ども			
階層区分	定義	一般世帯	ひとり親	一般世帯		ひとり親等世帯	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯	多子カウント年齢制限なし	多子カウント年齢制限なし	0円	0円	0円	0円
第2階層	市区町村民税非課税世帯			0円	0円	0円	0円
				0円	0円	0円	0円
第3階層	市区町村民税均等割課税世帯			14,000円	13,800円	6,500円	6,400円
				7,000円	6,900円	0円	0円
第4階層	市区町村民税所得割課税額48,600円未満			17,300円	17,000円	8,150円	8,000円
				8,650円	8,500円	0円	0円
第5階層	市区町村民税所得割課税額57,700円未満			21,400円	21,000円	9,000円	9,000円
				10,700円	10,500円	0円	0円
第6階層	市区町村民税所得割課税額64,300円未満			21,400円	21,000円	9,000円	9,000円
				10,700円	10,500円	0円	0円
第7階層	市区町村民税所得割課税額77,101円未満	26,400円	26,000円	9,000円	9,000円		
		13,200円	13,000円	0円	0円		
第8階層	市区町村民税所得割課税額97,000円未満	26,400円	26,000円	26,400円	26,000円		
		13,200円	13,000円	13,200円	13,000円		
第9階層	市区町村民税所得割課税額169,000円未満	33,000円	32,400円	33,000円	32,400円		
		16,500円	16,200円	16,500円	16,200円		
第10階層	市区町村民税所得割課税額240,000円未満	40,400円	39,700円	40,400円	39,700円		
		20,200円	19,850円	20,200円	19,850円		
第11階層	市区町村民税所得割課税額301,000円未満	47,000円	46,200円	47,000円	46,200円		
		23,500円	23,100円	23,500円	23,100円		
第12階層	市区町村民税所得割課税額397,000円未満	57,700円	56,700円	57,700円	56,700円		
		28,850円	28,350円	28,850円	28,350円		
第13階層	市区町村民税所得割課税額397,000円以上	57,700円	56,700円	57,700円	56,700円		
		28,850円	28,350円	28,850円	28,350円		

- ※1 上段は第1子カウントの金額、下段は第2子カウントの金額になります。(第3子以降については0円)
- ※2 3号認定子どもが年度途中で満3歳に到達し、2号認定子どもとなる場合において、その利用者負担額は、その年度中は3号認定子どもの負担額を適用します。
- ※3 税額の計算にあつては、寄附金税額控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除の適用は受けられません。
- ※4 本表は、令和5年10月時点での状況であり、変更となる場合もございます。ご了承ください。

入所後に必要な手続き

○認定事由の変更

以下のような変更が生じた場合、認定内容の変更が必要となります。必要書類をそろえ、こども課又は暮らしの窓口課までご提出下さい。

変 更 事 由	必 要 書 類
・常総市から転出するとき ・利用している施設をやめるとき	「保育施設退所届」又は 「教育・保育施設利用変更届」
・保育の必要量を変更したいとき ・求職活動をして、就労が決まったとき	「認定変更申請書」及び 「保育が必要なことを証明する書類」
家庭状況に変更があったとき (離婚・別居・再婚・単身赴任による転出など)	※状況により必要書類が異なります。 事前にこども課までご連絡ください。
仕事の内容・状況等に変更があったとき (退職・勤務時間の変更・転勤など)	「保育が必要なことを証明する書類」 (保育時間の変更を希望の方は「認定変更申請書」の提出も必要です)
母が妊娠したとき(出産予定日の8週前の 日が属する月の前月に到達したとき)	「認定変更申請書」及び 「療養・看護・介護状況申告書」及び「母子手帳の写し」
母が出産して、育児休業に入るとき	「認定変更申請書」及び 「就労証明書」又は「再雇用証明書」

※育児休業取得時、生まれた子の兄弟がすでに保育所に入所している場合、兄弟の保育認定は、生まれた子どもが1歳の誕生日を迎えた年の年度末(3月末)までとなります。翌年度4月からは復職しなければ兄弟は退所となります。

○現況届について

現況届とは、保育の認定事由を確認するために毎年行う調査のことです。

実施時期	毎年6月頃
提出書類	①『現況届』(保育施設を利用する子ども1人につき1部) ②『保育が必要なことを証明する書類』(父母1部ずつ)
注意事項	<u>入所要件を満たさない場合や現況届の提出がない場合、提出した現況届の内容に虚偽がある場合は退所していただくこととなります。</u> ※証明書等の有効期限は証明日より3か月間です。

○保育施設の転所(園)について

市内の施設を利用の方で、市内の別の施設へ転所(園)を希望する場合の手続きは次の通りです。

転所可能時期	年度切替え時のみ(4月1日～)
手続き方法	『保育施設継続利用意向確認書』(毎年10月頃送付)に <u>転所(園)希望施設</u> を記入し提出
注 意 事 項	○既にご提出いただいている就労証明書等をもとに、転所のための審査を行います。 ・転所が決定した場合、現在利用している保育施設には戻れません。 ・転所ができなかった場合、現在利用中の保育施設を引き続き利用できます。 ○12～3月に入所した方は、翌年度4月からの転所(園)はできません。 ※4月1日時点で市外在住の方は、現在利用している保育施設を利用できない場合があります。

常総市内マップ



認可保育施設一覧(令和5年10月1日時点)

区分	名称	所在地	電話番号	保育年齢	平日				土曜	
					開園	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)	閉園	開園	閉園
公保	水海道第一保育所	豊岡町丙3362	24-0829	満1歳～5歳	7:30	7:30～18:00	8:30～16:30	18:00	水海道第六保育所 にて合同実施	
公保	水海道第二保育所	中妻町4146	22-7154	満1歳～5歳	7:30	7:30～18:00	8:30～16:30	18:00		
公保	水海道第三保育所	水海道高野町2081	22-2004	6か月～5歳	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30		
公保	水海道第四保育所	菅生町4711	27-0859	満1歳～5歳	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30		
公保	水海道第六保育所	小山戸町186	23-3918	6か月～5歳	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:30	7:00	18:30
私保	絹西保育園	坂手町986	27-2177	6か月～5歳	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00	8:00	17:00
私保	小貝保育園	上蛇町2112	22-9958	6か月～5歳	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00	8:00	17:00
私保	さくら保育園	岡田339	42-5912	6か月～5歳	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00	8:00	17:00
私保	東さくら保育園	本石下3762-1	42-6776	6か月～5歳	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	19:00	8:00	17:00
私保	みなみさくら保育園	大生郷町801-1	44-7466	6か月～5歳	7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30	さくら・東さくら保 育園にて合同実施	
私認	認) みつかいどう	水海道橋本町3346	23-1400	6か月～5歳	7:00	7:00～18:00	8:00～16:00	18:00	7:00	18:00
私認	認) 二葉こども園	水海道天満町1712-7	22-3035	6か月～5歳	7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30	7:30	15:30
私認	認) きぬ学園	羽生町946	24-4631	6か月～5歳	7:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30	8:30	17:30
私認	認) 石下保育園	新石下1031	42-2300	6か月～5歳	7:15	7:15～18:15	8:30～16:30	19:15	7:15	17:00
私家	ぐーちよきパンパン保育園	三坂町1029-1	090-6137-9414	6か月～2歳	8:00		8:30～16:30 (延長保育要相談)	18:00		
私小	はじめのいっぽ保育園	水海道橋本町3571-1	21-2426	6か月～2歳	7:00	7:00～18:00	8:30～16:30	19:00	8:30	16:30

【施設区分】

公保：公立保育所 私保：私立保育園 私認：私立認定こども園 私家：私立家庭的保育事業所 私小：私立小規模保育事業所

【注意事項】

- ・現在、公立保育所の適正配置を検討しています。第一保育所及び第二保育所は、令和9年度又は令和10年度に『閉所又は小規模保育事業化』を予定しています。
- ・公立保育所では、3歳以上児の給食で主食（ごはん）を提供しておりません。主食（ごはん）は持参していただくこととなります。あらかじめご了承ください。
- ・はじめのいっぽ保育園：3歳児からは認可外保育施設になります。
- ・早朝、延長の保育時間は、勤務状況等により利用施設が決定します。
- ・民間保育施設では、延長保育等を利用した場合、利用料やおやつ代等の費用を徴収することがあります。詳細は、施設に直接お問い合わせください。

一時預かり・認可外保育施設

★ 一預かり施設 ★

一時預かりとは、急な用事等のため自宅で保育できない場合にスポット的にお子様を預かる制度です。

一時預かりの利用については、各施設にお問い合わせください。（市外局番：0297）

番号	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	受入時間	利用料
1	小貝保育園	上蛇町 2112 番地	22-9958	0 歳児（6 か月）以上	8：00～16：00	1h/450 円～600 円
2	東さくら保育園	本石下 3762 番地 1	42-6776	1 歳～	9：00～16：00	400 円/h（食事代別 200 円）
3	そらまい保育園	古間木 1485 番地 1	42-8878	0～3 歳児まで	9：00～16：00	4h 以内/2,000 円 8h 以内/4,000 円
4	ルアナきぬの里保育園	内守谷町きぬの里 2 丁目 6 番地 5	21-7180	0 歳（生後 57 日）～ 5 歳児	8：00～17：30	1 時間 800 円（給食別途） 5 時間・8 時間コース有
5	たいよう保育園	坂手町 3571 番地 1	38-8035	1 歳～6 歳	7:00～18:00	3 歳以上児 500 円/時間 3,000 円/日 3 歳未満児 600 円/時間 3,500 円/日 給食代 350 円/回 おやつ 50 円/回
6	タイヨー エドゥカーレ	豊岡町乙 299 番地 1	27-2993	6 ヶ月～	7:00～18:30	1,000 円/h(給食代別 300 円)
7	オプション・インターナショナル・スクール	豊岡町乙 3562 番地 1	27-5970	1 歳から	8:00～17:30	2,160 円/日

※1 施設の状況によっては、一時預かりを利用できない場合があります。あらかじめご了承ください。

※2 料金等の内容に変更がある場合があります。詳しい内容は各施設にご確認ください。

※3 『タイヨー エドゥカーレ』及び『オプション・インターナショナル・スクール』は、ブラジル国籍の方向けの施設です。

★ 認可外保育施設 ★

認可外保育施設の利用については、各施設にお問い合わせください。（市外局番：0297）

番号	施設名	所在地	電話番号	受入年齢	受入時間	利用料
1	【企業主導型保育事業】 そらまい保育園	古間木 1485 番地 1	42-8878	0～3 歳児まで	7：30～19：00 (延長含む。)	0 歳 37,100 円/月 1, 2 歳 37,000 円/月 3 歳 31,100 円/月
2	【企業主導型保育事業】 ルアナきぬの里保育園	内守谷町きぬの里 2 丁目 6 番地 5	21-7180	0 歳（生後 57 日）～ 2 歳児	7：00～18：00 延長保育 19：00 まで	0 歳児 39,900 円～ 1, 2 歳児 37,000 円～
3	【企業主導型保育事業】 たいよう保育園	坂手町 3571 番地 1	38-8035	1 歳～6 歳	7：00～19:00	0～2 歳児 38,000 円 3～5 歳児 29,500 円 3～5 歳児 給食費 7,500 円
4	はじめのいっぽ保育園	水海道橋本町 3571 番地 1	21-2426	3 歳児～5 歳児 (0～2 歳児は要相談)	7：00～18：30	【保育料】 3 歳児 34,000 円/月 4 歳児 33,000 円/月 5 歳児 32,000 円/月 【給食費】 4,000 円/月
5	タイヨー エドゥカーレ	豊岡町乙 299 番地 1	27-2993	6 ヶ月～	7：00～18：30	【保育料】（給食代含む。） 0 歳児 48,500 円/月 1 歳児～5 歳児 45,000 円/月
6	オプション・インターナシ ョナル・スクール	豊岡町乙 3562 番地 1	27-5970	0 歳から	7：00～18：30	43,200 円～/月（送迎料別）

※1 料金等の内容に変更がある場合があります、詳しい内容は各施設にご確認ください。

※2 【企業主導型保育事業所】の利用枠は「企業枠」と「地域枠」に分かれています。

「地域枠」で利用される方につきましては、各施設との利用契約とは別に、市町村窓口で『保育所利用の認定証』の交付申請が必要です。申請方法及び申請に必要な書類は、認可保育施設の利用申込と同じです。施設利用開始月の前月中にお手続きください。

※3 『タイヨー エドゥカーレ』及び『オプション・インターナショナル・スクール』は、ブラジル国籍の方向けの施設です。